

「平成29年度 おかやま秋の収穫祭 地産地消マルシェ」

業務委託 仕様書（案）

平成29年4月

岡山市 産業観光局 農林水産課

## 第1章 業務趣旨

### 第1節 業務目的

岡山市の総農家戸数は10,753戸で（平成27年）、全国有数の農業都市である。また平成29年3月に策定した「岡山市第六次総合計画長期構想 前期中期計画」において「多彩で活力ある農林水産業の振興」を政策のひとつに掲げ、食と農業に対する市民の理解と消費拡大・異業種交流の促進を図ることとしている。

「おかやま秋の収穫祭 地産地消マルシェ」（以下マルシェと言う）は、「市民みんなで秋の収穫を祝う、年に一度の農業まつり」として、平成28年11月6日に初めて開催した（出展ブース数61、来場者約8,000人）。

当マルシェにおいては、第1回に引き続き、地域の高品質な農産物に対する市民や市内事業者の購買意欲を高めるほか、農業者と商工業者が連携することで販路の開拓・拡大、新商品の開発等につなげることを目的とする。また、市民だけでなく観光客にも、農業者の顔が見える産直市等を通じて農村部の魅力をPRすることで岡山市の農業の魅力発信を行うものである。

### 第2節 業務期間

本業務の期間は、契約日から平成29年12月28日（木）までとする。

### 第3節 担当課

岡山市産業観光局 農林水産課 地域農業企画・振興室

## 第2章 業務内容

業務の目的を達成するため、下記内容をすべて実施すること。

### 第1節 マルシェ開催に関すること

#### 第1項 企画全般に関する業務

- ア 業務目的を踏まえて、適切な実施方針を設定すること。
- イ 生産者と市民や事業者が一体となって、農業が盛んな岡山市ならではの魅力を発信するとともに、地産地消や六次産業化を促進するため、以下に示す概要に沿って、業務目的を最大限達成し得ると考えられる企画（マルシェ開催に至るまでのロードマップや企画、当日の出店ブース構成及び配置・装飾、ステージイベント等）を考案すること。

#### ウ 概要

- ・期日…平成29年11月19日（日曜日）午前8時頃～午後3時頃（荒天中止）  
※準備・設営は平成29年11月18日（土曜日）から実施
- ・場所…下石井公園（北区幸町）
- ・出店ブース数…およそ70（主に岡山市産の食材販売及び飲食提供ブース／高校・大学等のブース／岡山連携中枢都市圏の構成自治体ブース≪津山・玉野・総社・備前・瀬戸内・赤磐・真庭の各市、和気・早島・久米南・美咲・吉備中央の各町≫）
- ・想定ブース案…地元農業者・団体らによる産直野菜の販売ブース／各種飲食ブース／周辺自治体による特産品やご当地グルメ等の販売ブース／ジビエ料理・製品等の販売ブース／女性農業者や若手農業者のブ

ース／食や農に関する高校・大学等のブース／市内のマルシェ・グルメイベント関連ブース／農業者と飲食店とのマッチング披露ブース（詳細は後述）／米粉フェスタブース／その他受託者提案によるブース等

## 第2項 運営全般に関する業務

- ア スケジュール表に基づく進捗管理
- イ 会場等運営計画の策定（人員配置計画、会場等設営計画、搬入・撤収計画、警備計画、来場者誘導に関する計画等）
- ウ 開催当日の会場等運営に係る管理統括（会場等設営、ステージ運営、イベント運営、警備、来場者誘導等）
- エ 会場等運営に必要な人員の確保（統括人員、警備員、会場等設営人員、会場案内・誘導員等を効率的に配置すること。）
- オ ブース出店者の募集及び管理
- カ 事業実施のための、運営マニュアル（事前準備及び当日業務）の作成
- キ 事前準備、運営及び岡山市で使用する資料等の作成
- ク 事業の実施にあたり必要となる官公庁等（岡山市、警察、消防及び保健所等）への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の実施
- ケ 関係者との連絡調整及び岡山市との会議の開催
- コ 設営物品一覧・経費内訳書の作成及び提出
- サ 緊急時（地震・火災発生時）の危機管理や事故防止対策等の安全対策の実施
- シ 事故に備えた、損害賠償保険への加入
- ス 来場者に対するアンケート（来訪動機、感想・意見等）の実施・集計

## 第3項 会場設営等の業務

- ア 会場等設営計画に基づく設営図の作成（設営図には本部テント、出店ブース用テント、来場者が飲食可能な机といすを備えたテント、音響設備、ゴミ箱、その他イベントの実施に必要なと考えられるものを含むこと。）
- イ 出店等配置図の作成
- ウ 物品（テント、音響設備、ゴミ箱、備品等）の手配・運搬・設置・撤去
  - ・各ブースとも、最低2間×2間のスペースを確保し、物販や飲食の提供ができるよう、過不足なく机といすを配置すること。
  - ・全ブースに電源コンセントを配置すること。
  - ・調理器具及び冷蔵庫等が必要な場合は、出店者負担にて準備することとするが、出店者の要望に応じて器具を調達する体制を構築しておくこと。
- エ 看板の設置
  - ・会場内看板（出店ブースの店名表示、ステージハンガー等）
  - ・その他（駐輪スペース、周辺道路駐車禁止等、必要に応じて設置すること。）
- オ ゴミや排水の適正な処理
- カ 会場の原状回復（会場内の清掃、整地等）

## 第4項 「米粉フェスタ2017」（仮称）の会場設営

マルシェ会場内で同時開催する「米粉フェスタ2017」（仮称）のブースを設け

ること。なお、当フェスタの事務局業務は岡山市農林水産課で行うものとする。

ア ブース数は最大10とする。

イ ブースの仕様及び必要な物品等は、原則として上記「(1) - 3 会場設営等の業務」記載のマルシェ他ブースに準ずるものとするが、調理器具及び冷蔵庫等については各2~3セット程度を受託者負担にて準備すること。

ウ 配置にあたっては、独自看板の設置やレイアウトに留意するなどして、「米粉フェスタ2017」のゾーンであることが明確に分かるようにすること。

#### 第5項 会場内におけるサイドイベントの実施

マルシェ全体の集客に寄与するサイドイベントを最低3つは実施すること。

(例) 餅つき、各種振る舞い、ミニライブ等

#### 第6項 市民参加型の地産地消料理レシピの募集

地元の食材を使った地産地消料理レシピを広く市民から募り、審査したうえ、マルシェ会場で発表するなどのイベントを行うこと。

#### 第7項 事業実施に関する取りまとめ

「第1節 マルシェ開催に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

### 第2節 農業者と飲食店関係者のマッチング業務に関すること

#### 第1項 マッチング業務の実施

ア 地元農業者の食材を使った新メニューを市内の飲食店に考案してもらい、マルシェで提供すること。この新メニュー(10種類以上)の制作プロデュースを行うこと。

※下記を参考にし、業務目的を最大限に満たし得る企画を提案すること。

**【実施目的】** 地元食材の良さを市内の飲食店に知ってもらい、農業者の新規販路開拓・取引拡大につなげるため

**【対象】** 地元産農産物の新たな販路開拓・拡大に意欲のある農業者／地元農業者との取引に意欲のある飲食店関係者

#### **【概要】**

▼市内の飲食店等10店舗以上を選定し、企画への参加交渉を行う。

▼食材を提供する生産農家・農業団体等を募り、多彩なメニュー展開が可能となるよう、幅広く食材を調達すること。食材の調達費及び参加飲食店への配送費は委託費に含む。

▼提供するメニューは、11月中旬頃に入手が容易な地元食材を使ったものであること  
※主たる食材は岡山市産が望ましいが、岡山連携中枢都市圏を構成する自治体の産品の利用も可とする。

▼マッチング企画(マルシェ)が多く市民から注目を集めるよう、マスコミでの報道を視野に入れた、話題喚起につながる仕掛けを盛り込むこと。(例: 食材別・ジャンル別コンテスト等)

▼マルシェ当日のみのメニュー提供で終わらぬための方策を講じること。(例: 店舗での継続的なメニュー提供、農業者と飲食店の継続取引につながる方策、マッチングメニューのレシピ公表等)

イ 農業者と飲食店関係者の情報交換及び関係構築、取引発生等に繋げ、マルシェ

の情報発信にも繋げるため、農業者と飲食店関係者を繋げるイベント等を、マルシェ当日までに最低2回は実施すること。

## 第2項 事業実施に関する取りまとめ

「第2節 農業者と飲食店関係者のマッチング業務に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

## 第3節 広報宣伝に関すること

第1項 マルシェの開催告知及び開催に至る機運を高めるのに効果的な情報発信を行うための広報宣伝の実施及び告知ツールを制作すること。

ア 広報宣伝媒体の選定・契約・企画・制作等全般を行うこと。

※事業効果が最大限に得られると想定される媒体を選択し、広報を実施すること。なお、費用については提案金額の20%を上限とすること。

イ マルシェ公式フェイスブックページの運営・更新作業等

・市が前年度に開設したフェイスブックページを運営・更新すること。

・マルシェ開催に向けての準備状況やイベント事前告知、マッチング業務の進捗状況や出店者紹介、その他岡山市からのお知らせ等、幅広い層に対して、事前にマルシェを広くPRすること。（週2～3回程度更新）

・フェイスブックページのフォロワーを増やすための方策を最大限講じること。

ウ 事前告知用のB2版ポスター300枚及びA4版チラシ2,000枚（ともに4色カラー）を制作・納品すること。納品は、マルシェ開催の2カ月前を目途とする。また、当日配布用チラシを500枚程度制作・納品すること。（詳しい仕様は後日、協議にて決定する。）

## 第2項 事業実施に関する取りまとめ

「第3節 広報宣伝に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

## 第3章 業務実施の条件

### 第1項 基本事項

ア 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、市と協議し承認を得ること。

イ 運営に関わる人数及び物品数・内容は、岡山市との協議により変動することがある。

ウ 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

### 第2項 定例会議の実施

業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時会議を開催すること。また、本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、本業務の報告をするとともに、監督員と協議の上、本業務の進捗確認を行うこととする。受託者は会議終了後、速やかにその打合せ記録を作成・提出すること。なお、緊急を要する事項が発生した場合は監督員が必要と判断した場合は、以下の会議以外にも随時会議を開催する。

1. 業務開始時会議：1回
2. 定例会議：月2回程度
  - ・日時：本業務の契約締結後に岡山市と受託者の協議により決定
  - ・場所：岡山市が指定する場所（原則、岡山市役所の庁舎内会議室）

### 第3項 その他

当業務の実施にあたっては、近隣自治体、他のマルシェ関係者、農業者及び飲食関係者らとの情報交換や協働によって、事業目的を最大限達成するよう努めること。

### 第4項 報告義務

本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

### 第5項 成果品

(1) 第2章 業務内容の第1節第7項、第2節第2項、第3節第2項記載の「事業実施に関する取りまとめ」を集約し、報告書として提出すること。報告書はすべて「Microsoft Office Professional Edition 2010」で利用可能な保存形式で、日本工業規格A列4版（一部A列3版可）カラー印刷にて作成すること。また、報告書データをCD-RまたはDVD-Rに記録の上、それぞれ正副2部納品すること。

(2) 成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き以下のとおりとする。

ア 本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

イ 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

### 第6項 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 第7項 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

ア 岡山市契約規則

- イ 岡山市個人情報保護条例
- ウ その他の関係法令

#### 第8項 秘密の保持

- ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- イ 受託者は、業務の遂行にあたり、「岡山市個人情報保護条例」に準じて、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。

#### 第9項 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

#### 第10項 貸与資料等

- ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、受託者に無償で貸与するものとする。
- イ 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

#### 第11項 プロジェクト管理

- ア 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- イ プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

#### 第12項 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、または委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

### 第 13 項 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。委託者は委託完了届を受理した日から起算して10日以内に検査するものとする。

### 第 14 項 協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ岡山市の指示に従い、業務を遂行すること

イ 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、岡山市はこれを賠償する。